



アンケートの結果をお知らせします (その3/終)

第20号に引き続いて、本号では、Q7部分(本紙への要望)の回答結果をお知らせします。
Q7部分については、全39件のご意見をいただきました。分類の上、その一部を紹介します(順のま)。

法令・制度の動向【5件】

- ・ADR促進法改正等の動き、検討状況などがわかれば、都度、情報提供いただけましたら幸いに存じます。
- ・紛争解決の手段において、国民のニーズが今どうなっているのかを継続して知りたいです。また、潜在的な紛争はどのようなものがあるのかも知りたいです。

実務・運用情報【7件】

- ・各団体等から法務省に対し、認証事業に関連して質問がされているのであれば、その質問と回答を適宜掲載していただきたい。
- ・例えば、第9号の内容のように(編注:時効中断効の考え方)実務上の解釈が難しい事例等の説明は大変ありがたいです。
- ・ADR各分野の活用状況、成立率等の統計資料を掲載していただければ参考になります。

他事業者の動向【10件】

- ・各機関または分野の取組や実績紹介等を取り上げてもらえると、他の分野にも関心がわきます。
- ・法テラスとの都道府県単位での意見交換会

の結果を引き続き掲載していただくほか、他のADR機関の活動内容なども何らかの形で掲載していただきたいと思います。

- ・どこのADR事業者によって、こういった内容のADR申立が受理されて、どのような内容でADRがまとまった、というような、実際のADRの中身についての具体的な情報があると、参考になると思います。

研修・シンポジウム情報【4件】

- ・実務研修・実務情報交換会などの事前案内・情報がもう少し早い段階でわかれば有難いです。

制度広報の在り方【3件】

- ・どのような広報を行っているのか、また今後どのように制度周知や広報を行っていく予定なのかの情報があると良いと思います。

発信方法の工夫【4件】

- ・かいけつサポートのホームページからバックナンバーが読めるようにして頂けると幸いに存じます。

その他【6件】

(質問、継続発行の期待等)

以上、3回にわたってお知らせした本紙に対するアンケート結果は、今回にて終了です。

皆様方のご理解とご協力によって7月下旬まで回答が寄せられ、全体の7割以上という大勢の意見を知ることができました。頂いた貴重なご意見は、今後発行するに当たって十分活用させていただき、これまで以上に制度の円滑な運用と更なる発展・拡充に一定の役割を果たしたいと考えております。

アンケートに回答いただきました皆様、ご多忙の中ご協力を賜りまして、ありがとうございました。改めて御礼申し上げます。

【お問い合わせ先】

法務省大臣官房司法法制部
審査監督課 紛争解決業務認証係
☎: 03-3580-4111 (代表) 内線 5923, 2378
E-Mail: adr-c@moj.go.jp